事業名	議会報告会				
評 価	1	1 拡充 5終了	2継続 6休止	3改善 7廃止	4縮小

#### 【評価説明】

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、それまでの機関委任事務が廃止され、議会は自治体の事務のほとんどすべてにおいて責任を持ち、行政運営を進めなければならない状況になった。

議会が、議事機関であり、市の団体意思の決定機関であるという本来の役割をつきつめると、民意を汲み取り、積極的に行政に反映することが重要である。

そのためには、議会と市民の距離を近づけ、議会への関心を高め、信頼関係を強めながら、常に有権者たる市民の民意を汲み取ることが必要となる。

議会基本条例に規定した議会報告会は、民意を汲み取ることに最も有効な直接対話のできる手段であり、また、議会の意思決定を直接説明できる場となる。

議会の説明責任を果たすとともに、市民との信頼関係を深めながら、議会の活性化を図っていくためにも、この事業を拡充、継続していくべきと評価する。

委員長名	議会運営委員長	安田	義広
------	---------	----	----

評価日:平成21年6月2日

事業	名	政策討論会				
<b>言平</b> (	価	1	1 拡充 5終了	2継続 6休止	3改善 7廃止	4縮小

#### 【評価説明】

議会の本来の役割をつきつめると、民意を汲み取り、行政に反映することであり、積極的に議会の機能を発揮し、執行部と互角に渡り合う必要がある。

議会報告会等で出てきた市民の意見を整理し、その中から政策課題を設定する。その政策課題について議員全員で政策討論会を開催する。

その政策討論会を通して、市長に対する監視機能を強化するとともに、さらに議会全体での政策提言や会派での政策づくりに発展させていくことを目標とし、さらなる議会の活性化を図っていく。

以上から、議会の活性化を図っていくためにも、議会基本条例に規定した政策討論会を拡充していくべきと評価する。

委員長名 議会運営委員長 安田 義広

評価日:平成21年6月2日

事業名	一問一答方式				
評 価	1、3	1 拡充 5終了	2継続 6休止	3改善 7廃止	4縮小

#### 【評価説明】

現 状 一括質問(質疑)、一括答弁

会話は、通常一問一答を原則としており、子どもから大人までどの社会においても当たり前に行われている。

これまでの一括質問、一括答弁に加えて議会基本条例では一問一答方式をできる規定として位置づけ可能とした。

傍聴者(市民)や議員に訴える面等がある一括方式に比べ、執行部に対し一 問ずつ質問していくことは別の意味で傍聴者(市民)に分かりやすく、又、会 議録においても見やすくなる利点がある。

こうした意味から、議会基本条例に規定した一問一答方式(特に一般質問における一問一答(質疑は簡潔とされている。))の拡充・改善を図っていくべきと評価する。

委員長名 議会運営委員長 安田 義広

評価日:平成21年6月2日

事業名	質問席の記	質問席の設置				
評 価	3	1 拡充 5 終了	2継続 6休止	3改善 7廃止	4縮小	

#### 【評価説明】

現 状 演壇方式により、質問を行っている。

一般的な会話を例にとれば、必ず、相手の顔を見て行うのが常である。 議会においては、傍聴席に向かって市民に訴える、また同僚議員に議員の考えを述べていく面もある一方、質疑、質問に関する発言の相手は常に執行部であることの視点から、発言の際には、執行部の顔を見ながら発言することで、市民からは誰に向かって発言しているのかが明確になり、より議論が分かりやすくなるという面もある。

以上から、一問一答方式の充実のために、一問目から対面方式で行う方法も必要となってくる。そのために質問席については、設置すべきと判断する。 (具体的な質問席のレイアウトは引き続き協議を行う。)

委員長名 議会運営委員長 安田 義広

評価日: 平成21年6月2日